

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3件 |
| 厚生年金関係                        | 3件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録及びB株式会社における資格取得日に係る記録を昭和33年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月21日から同年8月1日まで  
昭和33年1月にB株式会社へ入社し、同年2月にA株式会社へ出向となり、同年7月21日にB株式会社へ戻った。

国（厚生労働省）の記録では、厚生年金保険被保険者資格をA株式会社で昭和33年7月31日に喪失し、B株式会社で同年8月1日に再度取得した記録となっているが、申立期間はB株式会社で継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のB株式会社における出向に関する具体的な供述内容及び同時期に出向となったとする同僚が所持している辞令から判断すると、申立人が同社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和33年7月21日に関連会社のA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB株式会社における昭和33年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成21年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる

関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）の資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和42年4月1日にA株式会社に入社し、同年6月1日付けで同社C支店に転勤となり、46年2月に退職するまで継続して勤務した。

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚の回答により、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる（昭和42年5月20日にA株式会社（D本店）から同社C支店に異動）。

また、オンライン記録によると、A株式会社C支店は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とはなっていないが、当該事業所において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうちの二人は、それぞれ「昭和42年4月1日にA株式会社E支店から同社C支店に異動した。」「A株式会社C支店が開店する1年以上前から、開店準備のためC市内で顧客開拓を行った後、そのまま同支店に勤務した。」と供述しているところ、同社C支店が適用事業所となる以前の期間においては、同社（D本店）において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）の資格喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

昭和42年4月1日にA株式会社に入社し、同年6月1日付けで同社C支店に転勤となり、同年6月末に退職するまで継続して勤務した。

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同期入社と同僚の回答により、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる（昭和42年5月20日にA株式会社（D本店）から同社C支店に異動）。

また、オンライン記録によると、A株式会社C支店は、昭和42年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所とはなっていないが、当該事業所において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者のうちの二人は、それぞれ「昭和42年4月1日にA株式会社E支店から同社C支店に異動した。」「A株式会社C支店が開店する1年以上前から、開店準備のためC市内で顧客開拓を行った後、そのまま同支店に勤務した。」と供述しているところ、同社C支店が適用事業所となる以前の期間においては、同社（D本店）において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和42年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。